

証券コード 3031
平成25年7月12日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代表取締役社長 小 方 功

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成25年7月26日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年7月27日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館7階 701会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期(平成24年5月1日から平成25年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期(平成24年5月1日から平成25年4月30日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raccoon.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

## 懇親会のご案内

当日は、本総会終了後、当社へのご理解を深めていただくとともに、株主の皆様のご意見を直接承る場といたしまして、当社経営陣との懇親会を開催させていただきたいと存じます。

株主の皆様には、お気軽にご出席いただき、様々なご意見・ご質問を頂戴したいと思っております。

ご多用とは存じますが、何卒ご出席賜りますようご案内申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成24年5月1日から  
平成25年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成24年5月1日～平成25年4月30日)における我が国経済は、復興需要等を背景とした回復傾向は引き続き見られるものの、欧州政府の債務危機問題の長期化や中国をはじめとする新興国経済の減速などの影響により依然として先行き不透明な状態で推移しております。一方で、政権交代に伴う経済政策への期待感により円安、株価の上昇等が相まって個人消費意欲は一部、改善の兆しも現れておりますが、本格的な回復には至っていない状態となっております。

このような状況の中、当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとして掲げ、EC事業と売掛債権保証事業の事業規模の拡大に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における売上高は9,790,409千円(前期比7.6%増)となりました。

利益面におきましては、ビジネスの初期段階にあるEC事業の「Paid」と売掛債権保証事業への先行投資を継続し、人件費が増加いたしました。平成24年10月9日の本社移転により地代家賃が減少したことなどにより販売費及び一般管理費は抑制されました。一方で、移転に伴い本社移転費用32,887千円を特別損失に計上いたしました。その他、ソフトウェアの減損に伴う減損損失9,889千円を特別損失に計上しております。

この結果、営業利益181,238千円(前期比29.1%増)、経常利益176,557千円(前期比32.4%増)、当期純利益133,939千円(前期比21.8%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### a. EC事業

EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことに取り組んでおります。

具体的な取り組みといたしましては、平成25年2月13日より、複数の出展企業から商品を仕入れた場合でも支払う送料が600円にまとまるサービス「送料おトク便」の提供を開始いたしました。これは、従来、仕入れの際に出展企業ごとに発生していた送料が「送料

おトク便」対応企業からの仕入れであれば、複数の出展企業から仕入れた場合でも600円となるサービスです。中小規模の小売店が多い「スーパーデリバリー」の会員小売店は複数の出展企業から必要な分だけ少量ずつ仕入れたいというニーズが高く、「送料おトク便」の利用により送料負担が軽減されるため、今後、取引量の増加を期待しております。

また、会員小売店が店舗で接客等、販売活動する上で役立つ情報の提供を目的として、第2四半期より「スーパーデリバリー」のサイト上で「店舗運営お役立ち動画セミナー」の配信を実施しております。現在ではテーマを拡充し、「POP制作」、「ラッピング基礎」、「商いの羅針盤」を加えた4種類を「店舗運営アドバイス」コーナーとして情報配信しております。

この他、会員小売店同士のノウハウ共有を目的とした会員小売店参加型のイベント「SDショップコンテスト」を開催いたしました。これは、会員小売店の応募写真をもとに会員小売店が投票するもので、今回、会員小売店の多くが実店舗であるというスーパーデリバリーの特性を活かし、「ディスプレイ部門」、「ラッピング部門」、「POP部門」の3部門についてコンテストを開催いたしました。

こうした取り組みの一方で、当連結会計年度においては天候不順による外的要因も影響を受ける結果となり、商品売上高は8,878,117千円（前期比6.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数36,540店舗（前期末比3,635店舗増）、出展企業数961社（前期末比36社減）、商材掲載数369,719点（前期末比49,389点増）となりました。

一方、「Paid」におきましては、引き続き知名度の向上及び加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力するとともに、獲得した加盟企業とPaidメンバーのフォローにも努めました。また、企業間取引や卸売サイトの運営会社等と「Paidカート連携サービス」導入の業務提携にも注力いたしました。

この結果、EC事業の売上高は9,490,961千円（前期比6.5%増）、セグメント利益は125,910千円（前期比33.7%増）となりました。

#### b. 売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組み、特に既存企業の稼働率の向上に努めました。また、商品内容の見直しを図り、従来よりも基本的な設計をわかりやすくするとともに、顧客の要望に応じてアレンジができるように改定いたしました。

この結果、保証残高は3,689,458千円（前期末比49.9%増）となりました。売掛債権保証事業の売上高は422,940千円（前期比44.5%増）になりましたが、セグメント利益は営業力強化のため先行投資的に人員を増加したことで35,748千円（前期比17.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は115,815千円であります。

その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加101,021千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加14,442千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と総額600,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 14 期<br>(平成22年 4 月期) | 第 15 期<br>(平成23年 4 月期) | 第 16 期<br>(平成24年 4 月期) | 第 17 期<br>(平成25年 4 月期)<br>(当 期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | -                      | 8,057,083              | 9,101,477              | 9,790,409                       |
| 営 業 利 益 (千円)            | -                      | 125,352                | 140,149                | 181,238                         |
| 経 常 利 益 (千円)            | -                      | 116,830                | 133,318                | 176,557                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | -                      | 160,898                | 109,980                | 133,939                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | -                      | 8,859.09               | 6,055.54               | 24.58                           |
| 総 資 産 (千円)              | -                      | 2,658,228              | 2,628,841              | 2,837,612                       |
| 純 資 産 (千円)              | -                      | 1,131,964              | 1,227,198              | 1,344,564                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | -                      | 62,326.00              | 67,498.40              | 246.54                          |
| 自 己 資 本 比 率             | -                      | 42.5%                  | 46.6%                  | 47.3%                           |

(注) 1. 当社では、第15期より連結計算書類を作成しております。

- 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で株式分割を行いました。第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 14 期<br>(平成22年 4 月期) | 第 15 期<br>(平成23年 4 月期) | 第 16 期<br>(平成24年 4 月期) | 第 17 期<br>(平成25年 4 月期)<br>(当 期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | 7,642,670              | 8,001,782              | 8,908,528              | 9,490,961                       |
| 営 業 利 益 (千円)            | 102,683                | 80,142                 | 94,190                 | 125,910                         |
| 経 常 利 益 (千円)            | 102,138                | 76,043                 | 100,874                | 145,156                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | 108,150                | 53,666                 | 99,102                 | 125,757                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 11,909.51              | 2,954.90               | 5,456.61               | 23.08                           |
| 総 資 産 (千円)              | 1,999,725              | 2,491,308              | 2,457,383              | 2,640,987                       |
| 純 資 産 (千円)              | 981,414                | 1,024,732              | 1,109,089              | 1,218,272                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 108,073.37             | 56,421.81              | 60,995.27              | 223.36                          |
| 自 己 資 本 比 率             | 49.1%                  | 41.1%                  | 45.1%                  | 46.1%                           |

- (注) 1. 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で株式分割を行いました。第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 出資比率 | 事業内容     |
|---------------|--------|------|----------|
| 株式会社トラスト&グロース | 300百万円 | 100% | 売掛債権保証事業 |

### (4) 対処すべき課題

#### ① グループ経営管理体制について

当社グループは平成23年4月期の第4四半期よりグループ経営体制へ移行し、「グループビジョン」を作成いたしました。

グループ内では、EC事業と売掛債権保証事業の中小企業間取引にかかるサービスを提供しており、ターゲットも重なっていることから、グループで緊密な連携を行うことやお互いのリソースを相互に投入することで、それぞれの事業規模の拡大を図りながら、新規事業の開発等、様々なシナジー効果が期待できると考えております。

今後は、「グループビジョン」に沿って、グループ連携を緊密に行って各事業の育成を図りながら、グループ全体の企業価値向上を見据えたグループ経営を推進していく方針であります。

#### ② EC事業（スーパーデリバリー）

##### a. コスト構造の改革

「スーパーデリバリー」はアパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトです。

サービス開始（平成14年2月）時点は、まだ企業間電子商取引の歴史は浅く、インターネットを介して商品を卸す、仕入れるという取引が従来の商習慣には存在しないものであったことから、インターネットを介して商取引を行うことに抵抗感がある企業や小売店が多数ありました。事業の成長には、企業や小売店の抵抗感や懸念を払拭することが必要不可欠であるとの認識から、企業や小売店に対するフォローやサポートを充実させることで抵抗感や懸念を取り除いてきました。

サービス開始から10年以上経過した現在において、インターネットを介して商品を卸す、仕入れることに対する抵抗感や懸念がまったくなくなったわけではありませんが、「スーパーデリバリー」の成長とともに新しい商習慣として根付いてきたことを実感しております。今後も、今まで以上に「スーパーデリバリー」のユーザビリティの向上を図ってまいります。同時に、上記を背景にサイトを運営する当社側業務の自動化、効率化の推進を図り、コスト構造改革にも取り組んでまいります。

##### b. 仕入先としての安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」は新規顧客の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引拡大が中長期的な当社グループの事業規模の拡大につながると考えております。

平成25年4月末現在、会員小売店数は36,540店舗となっております。しかしながら、全ての会員小売店が毎月商品を購入しているわけではないことから、既存会員小売店の安定的な取引を拡大していく必要があります。具体的には、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

c. 掲載商品に関する法的リスクの管理

当社グループの取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や加工食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社グループでは掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及びさらなる充実を図る方針です。

③ EC事業 (Paid)

参加企業の拡大

「Paid」は、サービス開始から間もなくビジネスの初期段階です。そのため、「Paid」内での取引額もまだ小さく、売上高である手数料収入も少額です。取引額の増加には、取引を行う加盟企業とPaidメンバーの増加が必要であると考えております。そのため、広告宣伝費の投入及び企業間取引や卸売サイトの運営会社との業務提携を積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めていく方針です。

④ 売掛債権保証事業

a. 事業規模の拡大

売掛債権保証事業は、保証残高の拡大により保証料収入を増加させることが事業規模の拡大につながると考えております。当社グループでは、保証残高を積極的に積み上げ、事業規模の拡大を図ってまいります。そのために、人員を増加し、営業力の強化を図りながら、様々な企業と業務提携契約を締結することにより、販売チャネルを拡充し、営業基盤の拡大に努める方針です。

b. 審査精度の向上

売掛債権保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく適切な保証引受審査を行うことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業に対する審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後も継続的に審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。



c. 利益の安定性

売掛債権保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であります。この影響により、1件当たりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、保証先企業に対する審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生インパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。

(5) 主要な事業内容（平成25年4月30日現在）

| 事業区分     | 事業内容                                                                                                                              |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E C 事業   | <p>「スーパーデリバリー」<br/>インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトの運営を行っております。</p> <p>「Paid」<br/>取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。</p> |
| 売掛債権保証事業 | <p>企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。</p>                                        |

(6) 主要な営業所（平成25年4月30日現在）

① 当社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目12番12号 ニッセイ心齋橋ウエスト4階

② 子会社 株式会社トラスト&グロース

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目12番12号 ニッセイ心齋橋ウエスト4階

(7) 使用人の状況（平成25年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------|-------------|
| E C 事業   | 100名 | 1名減         |
| 売掛債権保証事業 | 17名  | 3名増         |
| 合計       | 117名 | 2名増         |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 100名 | 1名減       | 32.6歳 | 5.5年   |

(8) 主要な借入先の状況（平成25年4月30日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行    | 67,194千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 60,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 11,300千円 |

2. 株式の状況（平成25年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 41,568株  
(2) 発行済株式の総数 18,162株  
(3) 株主数 1,651名  
(4) 大株主の状況

| 株主名        | 持株数    | 持株比率   |
|------------|--------|--------|
| 小方功        | 6,003株 | 33.05% |
| 日本証券金融株式会社 | 837株   | 4.60%  |
| 安原幹雄       | 574株   | 3.16%  |
| 石井俊之       | 359株   | 1.97%  |
| 今野智        | 280株   | 1.54%  |
| ラクーン社員持株会  | 277株   | 1.52%  |
| 水元公仁       | 214株   | 1.17%  |
| 松井証券株式会社   | 211株   | 1.16%  |
| 植田晏弘       | 209株   | 1.15%  |
| 中村豊徳       | 165株   | 0.90%  |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年4月30日現在）

平成23年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,789個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数  
普通株式 1,789株（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 712円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 61,500円（1株当たり 61,500円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 30,750円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成23年7月27日から平成31年7月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - I. 新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
    - (a) 平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。
    - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円を超過した場合。
  - II. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - III. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
  - IV. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。
  - V. 新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

|     | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-----|---------|-----------|------|
| 取締役 | 862個    | 862株      | 4名   |
| 監査役 | 2個      | 2株        | 1名   |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

平成22年11月17日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

| 〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕                     |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債の総額                                  | 99,000千円                                                                                                                                                                                                                                              |
| 各社債の金額                                 | 3,000千円                                                                                                                                                                                                                                               |
| 利率                                     | 年7.5%                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 社債の発行日                                 | 平成22年12月6日                                                                                                                                                                                                                                            |
| 〔新株予約権の内容〕                             |                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 社債に付された新株予約権の総数                        | 33個                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</li> <li>・新株予約権の目的である株式の数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。1株未満の端数を生じた場合は現金により精算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。</li> </ul>                             |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。</li> <li>・転換価額は、当初金75,000円とする。</li> </ul>                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成22年12月6日から平成27年12月5日まで                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。</li> <li>・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ul> |
| 新株予約権の行使の条件                            | 新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                                                                                                                                 |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年4月30日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                |
|--------------|-------|-----------------------------|
| 代表取締役社長      | 小方 功  |                             |
| 取締役財務担当副社長   | 今野 智  | 管理部長<br>株式会社トラスト&グロース 社外取締役 |
| 取締役事業開発担当副社長 | 石井 俊之 | 株式会社トラスト&グロース 社外取締役         |
| 取締役          | 阿部 智樹 | 社長室長兼SD統括本部長                |
| 取締役          | 武田 浩和 | 株式会社トラスト&グロース 代表取締役社長       |
| 常勤監査役        | 佐藤 博  | 株式会社トラスト&グロース 社外監査役         |
| 監査役          | 藤本 忠久 | 司法書士                        |
| 監査役          | 中辻 一剛 | 公認会計士、税理士                   |

- (注) 1. 監査役 佐藤 博氏、監査役 藤本忠久氏及び監査役 中辻一剛氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役 佐藤 博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、以下のとおりです。

| 氏名    | 異動前     | 異動後                 | 異動年月日      |
|-------|---------|---------------------|------------|
| 阿部 智樹 | 取締役社長室長 | 取締役社長室長<br>兼SD統括本部長 | 平成24年5月15日 |

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 支給額            |
|------------------|------------|----------------|
| 取締役              | 5名         | 77百万円          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名) | 9百万円<br>(9百万円) |
| 合計               | 9名         | 87百万円          |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の支給額には、平成24年7月28日開催の第16回定時株主総会で任期満了により退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の数、取締役5名及び監査役3名であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

監査役 佐藤 博氏は、株式会社トラスト&グロースの社外監査役を兼職しております。  
株式会社トラスト&グロースは当社の子会社であります。

#### ② 当該事業年度における主な活動状況

・取締役及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会（13回開催） |       | 監査役会（12回開催） |       |
|------------|-------------|-------|-------------|-------|
|            | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率   |
| 常勤監査役 佐藤 博 | 13回         | 100%  | 12回         | 100%  |
| 監査役 藤本 忠久  | 13回         | 100%  | 12回         | 100%  |
| 監査役 中辻 一剛  | 10回         | 76.9% | 8回          | 66.6% |

(注) 監査役 中辻一剛氏は、平成24年7月28日に監査役に就任しております。

就任後は、開催された取締役会10回、監査役会8回全てに出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 監査役 佐藤 博氏は、総務・法務、財務分野等における豊富な経験と、財務・会計、知的財産権等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
2. 監査役 藤本忠久氏は、司法書士実務を通じて培われた豊富な経験と、会社法・取引法等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 | 21百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 21百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未滿の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。



必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内での重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内での重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

## 連結貸借対照表

(平成25年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産     | 2,451,360 | 流 動 負 債           | 1,334,168 |
| 現金及び預金      | 857,245   | 買 掛 金             | 1,009,253 |
| 売 掛 金       | 1,389,530 | 1年内返済予定の長期借入金     | 85,744    |
| 求 償 債 権     | 27,514    | 未 払 金             | 46,076    |
| 貯 蔵 品       | 413       | 未 払 法 人 税 等       | 18,916    |
| 繰 延 税 金 資 産 | 137,472   | 保 証 履 行 引 当 金     | 33,660    |
| そ の 他       | 42,095    | 賞 与 引 当 金         | 29,068    |
| 貸 倒 引 当 金   | △2,910    | 役 員 賞 与 引 当 金     | 7,000     |
| 固 定 資 産     | 386,251   | 販 売 促 進 引 当 金     | 17,330    |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,940    | そ の 他             | 87,120    |
| 建 物         | 8,667     | 固 定 負 債           | 158,880   |
| 車 両 運 搬 具   | 1,010     | 転換社債型新株予約権付社債     | 99,000    |
| 工具、器具及び備品   | 10,262    | 長 期 借 入 金         | 52,750    |
| 無 形 固 定 資 産 | 284,930   | 資 産 除 去 債 務       | 1,715     |
| ソ フ ト ウ エ ア | 144,908   | そ の 他             | 5,414     |
| ソフトウエア仮勘定   | 65,116    | 負 債 合 計           | 1,493,048 |
| の れ ん       | 73,710    | (純 資 産 の 部)       |           |
| そ の 他       | 1,194     | 株 主 資 本           | 1,342,566 |
| 投資その他の資産    | 81,381    | 資 本 金             | 744,900   |
| 投資有価証券      | 12,153    | 資 本 剰 余 金         | 132,372   |
| 敷金及び保証金     | 40,264    | 利 益 剰 余 金         | 465,294   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 28,880    | その他の包括利益累計額       | 724       |
| そ の 他       | 83        | その他有価証券評価差額金      | 724       |
|             |           | 新 株 予 約 権         | 1,273     |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 1,344,564 |
| 資 産 合 計     | 2,837,612 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 2,837,612 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成24年5月1日から  
平成25年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     | 金 額       |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 9,790,409 |
| 売上原価           |         | 8,151,304 |
| 売上総利益          |         | 1,639,105 |
| 販売費及び一般管理費     |         | 1,457,867 |
| 営業利益           |         | 181,238   |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息           | 167     |           |
| 受取配当金          | 641     |           |
| 受取手数料          | 6,496   |           |
| 雑収入            | 1,265   | 8,570     |
| 営業外費用          |         |           |
| 支払利息           | 4,450   |           |
| 社債利息           | 7,425   |           |
| 雑損失            | 1,376   | 13,251    |
| 経常利益           |         | 176,557   |
| 特別損失           |         |           |
| 本社移転費用         | 32,887  |           |
| 減損損失           | 9,889   | 42,776    |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 133,781   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 14,414  |           |
| 法人税等調整額        | △14,572 | △158      |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 133,939   |
| 当期純利益          |         | 133,939   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年5月1日から  
平成25年4月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |         |             | その他の包括<br>利益累計額  | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|---------|---------|-------------|------------------|-------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本<br>合 計 | その他有価証<br>券評価差額金 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | 744,900 | 132,372 | 349,516 | 1,226,788   | △882             | 1,292 | 1,227,198 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |         |             |                  |       |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △18,162 | △18,162     |                  |       | △18,162   |
| 当 期 純 利 益               |         |         | 133,939 | 133,939     |                  |       | 133,939   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |         |             | 1,606            | △19   | 1,587     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -       | 115,777 | 115,777     | 1,606            | △19   | 117,365   |
| 当 期 末 残 高               | 744,900 | 132,372 | 465,294 | 1,342,566   | 724              | 1,273 | 1,344,564 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

|          |               |
|----------|---------------|
| 連結子会社の数  | 1社            |
| 連結子会社の名称 | 株式会社トラスト&グロース |

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。  
当連結会計年度において、連結子会社である株式会社トラスト&グロースは決算日を3月31日から4月30日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は13ヶ月となっております。  
当該決算日の変更により連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）によっております。

##### (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定）。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～15年 |
| 車両運搬具     | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 5～10年 |

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ・のれん 10年間で均等償却を行っております。

##### ③ 引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ロ) 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

- (ハ) 求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ニ) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (ホ) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (ヘ) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 資産から直接控除した求償債権引当金

|      |           |
|------|-----------|
| 求償債権 | 176,204千円 |
|------|-----------|

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

|          |
|----------|
| 18,627千円 |
|----------|

### (3) 保証債務

保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。

|            |             |
|------------|-------------|
| 保証債務残高     | 3,689,458千円 |
| 保証履行引当金    | △33,660千円   |
| 保証債務残高（純額） | 3,655,798千円 |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 18,162株           | 一株               | 一株               | 18,162株          |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成24年7月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 18,162千円 | 1,000円   | 平成24年4月30日 | 平成24年7月30日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
平成25年7月27日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成25年7月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 21,794千円 | 1,200円       | 平成25年4月30日 | 平成25年7月29日 |

##### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第1回無担保転換社債型<br>新株予約権付社債 | 第3回新株予約権 |
|------------|-------------------------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                    | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 1,320株                  | 1,789株   |
| 新株予約権の残高   | 一千円                     | 1,273千円  |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後3年であります。

#### ③ 金融商品に係わるリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

##### (ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

##### (ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金        | 857,245            | 857,245   | －       |
| (2) 売掛金           | 1,389,530          |           |         |
| 貸倒引当金             | △2,910             |           |         |
|                   | 1,386,619          | 1,386,619 | －       |
| (3) 求償債権          | 27,514             | 27,514    | －       |
| (4) 投資有価証券        | 12,153             | 12,153    | －       |
| (5) 敷金及び保証金       | 40,264             | 35,767    | △4,497  |
| 資産計               | 2,323,797          | 2,319,300 | △4,497  |
| (1) 買掛金           | 1,009,253          | 1,009,253 | －       |
| (2) 未払金           | 46,076             | 46,076    | －       |
| (3) 未払法人税等        | 18,916             | 18,916    | －       |
| (4) 長期借入金(※)      | 138,494            | 138,633   | 139     |
| (5) 転換社債型新株予約権付社債 | 99,000             | 98,081    | △918    |
| 負債計               | 1,311,739          | 1,310,960 | △779    |

(※) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

## (4) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。

## (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

### (5) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

保証債務3,689,458千円は、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|            | 1年以内(千円)  |
|------------|-----------|
| (1) 現金及び預金 | 857,245   |
| (2) 売掛金    | 1,389,530 |

(注) 求償債権27,514千円、敷金及び保証金40,264千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

## 4. 長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の決済日後の返済予定額

|                   | 1年以内(千円) | 1年超5年以内(千円) |
|-------------------|----------|-------------|
| (4) 長期借入金         | 85,744   | 52,750      |
| (5) 転換社債型新株予約権付社債 | —        | 99,000      |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 246円54銭
- ② 1株当たり当期純利益 24円58銭

(注) 当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は平成25年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

### (1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株へ変更すること、及び当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として当社普通株式1株を300分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

なお、投資単位の金額は実質的に3分の1に下がっております。

### (2) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

平成25年4月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき300株の割合をもって分割しております。

#### ②分割により増加した株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 分割前の発行済株式総数     | 18,162株     |
| 今回の分割により増加した株式数 | 5,430,438株  |
| 分割後の発行済株式総数     | 5,448,600株  |
| 分割後の発行可能株式総数    | 12,470,400株 |

#### ③株式分割の効力発生日

平成25年5月1日

### (3) 単元株制度の採用

#### ①新設する単元株の数

上記株式分割の効力発生日である平成25年5月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

#### ②単元株制度の効力発生日

平成25年5月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

## 8. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途   | 種類     | 減損損失    |
|----|------|--------|---------|
| 本社 | EC事業 | ソフトウェア | 9,889千円 |

当社グループは、原則として減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、サイトの利便性の向上を目的とした戦略の見直しに伴い一部ソフトウェアの使用停止が決定されたことから、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発したソフトウェアであり、売却や転用が困難であるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 貸借対照表

(平成25年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産           | 2,034,577 | 流 動 負 債                 | 1,263,835 |
| 現 金 及 び 預 金       | 553,453   | 買 掛 金                   | 1,009,253 |
| 売 掛 金             | 1,384,242 | 1年内返済予定の長期借入金           | 85,744    |
| 貯 蔵 品             | 300       | 未 払 金                   | 59,565    |
| 前 払 費 用           | 8,065     | 未 払 費 用                 | 16,181    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 86,512    | 未 払 法 人 税 等             | 15,798    |
| そ の 他             | 4,913     | 未 払 消 費 税 等             | 14,627    |
| 貸 倒 引 当 金         | △2,910    | 賞 与 引 当 金               | 22,911    |
| 固 定 資 産           | 606,409   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 7,000     |
| 有 形 固 定 資 産       | 18,484    | 販 売 促 進 引 当 金           | 17,330    |
| 建 物               | 8,667     | 前 受 金                   | 8,132     |
| 車 両 運 搬 具         | 1,010     | 預 り 金                   | 5,004     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 8,806     | そ の 他                   | 2,285     |
| 無 形 固 定 資 産       | 203,021   | 固 定 負 債                 | 158,880   |
| 特 許 出 願 権 等       | 807       | 転換社債型新株予約権付社債           | 99,000    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 136,710   | 長 期 借 入 金               | 52,750    |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 65,116    | 資 産 除 去 債 務             | 1,715     |
| そ の 他             | 387       | そ の 他                   | 5,414     |
| 投 資 其 他 の 資 産     | 384,904   | 負 債 合 計                 | 1,422,715 |
| 関 係 会 社 株 式       | 320,877   | (純 資 産 の 部)             |           |
| 投 資 有 価 証 券       | 12,153    | 株 主 資 本                 | 1,216,274 |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 39,394    | 資 本 金                   | 744,900   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 12,396    | 資 本 剰 余 金               | 132,372   |
| そ の 他             | 83        | 資 本 準 備 金               | 101,316   |
| 資 産 合 計           | 2,640,987 | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 31,055    |
|                   |           | 利 益 剰 余 金               | 339,002   |
|                   |           | 利 益 準 備 金               | 4,767     |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 334,234   |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 334,234   |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 724       |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 724       |
|                   |           | 新 株 予 約 権               | 1,273     |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 1,218,272 |
|                   |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 2,640,987 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年 5 月 1 日から  
平成25年 4 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,490,961 |
| 売 上 原 価                 | 8,007,968 |
| 売 上 総 利 益               | 1,482,992 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,357,082 |
| 営 業 利 益                 | 125,910   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 800       |
| 受 取 手 数 料               | 5,496     |
| 経 営 指 導 料               | 25,650    |
| 雑 収 入                   | 331       |
|                         | 32,278    |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息 及 び 社 債 利 息     | 11,875    |
| 雑 損 失                   | 1,157     |
|                         | 13,032    |
| 経 常 利 益                 | 145,156   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 本 社 移 転 費 用             | 32,184    |
| 減 損 損 失                 | 9,889     |
|                         | 42,073    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 103,082   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,103    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △35,778   |
|                         | △22,674   |
| 当 期 純 利 益               | 125,757   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年5月1日から  
平成25年4月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                    |                  |           |                                     |                  |                | 評価・換算<br>差 額 等              | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|--------------|--------------------|------------------|-----------|-------------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|--------------|--------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                                     |                  | 株 資 合<br>主 本 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 |              |              |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                |                             |              |              |
| 当 期 首 残 高               | 744,900 | 101,316      | 31,055             | 132,372          | 2,951     | 228,455                             | 231,406          | 1,108,678      | △882                        | 1,292        | 1,109,089    |
| 当 期 変 動 額               |         |              |                    |                  |           |                                     |                  |                |                             |              |              |
| 利益準備金の積立                |         |              |                    |                  | 1,816     | △1,816                              | -                | -              |                             |              | -            |
| 剰余金の配当                  |         |              |                    |                  |           | △18,162                             | △18,162          | △18,162        |                             |              | △18,162      |
| 当 期 純 利 益               |         |              |                    |                  |           | 125,757                             | 125,757          | 125,757        |                             |              | 125,757      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |              |                    |                  |           |                                     |                  |                | 1,606                       | △19          | 1,587        |
| 当期変動額合計                 | -       | -            | -                  | -                | 1,816     | 105,779                             | 107,595          | 107,595        | 1,606                       | △19          | 109,183      |
| 当 期 末 残 高               | 744,900 | 101,316      | 31,055             | 132,372          | 4,767     | 334,234                             | 339,002          | 1,216,274      | 724                         | 1,273        | 1,218,272    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき金額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき金額を計上しております。

##### ④ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当会計年度の費用として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

#### (減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当会計年度より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。



### 3. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,377千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務 |          |
| 短期金銭債権             | 2,835千円  |
| 短期金銭債務             | 16,333千円 |

### 4. 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引による取引高 |           |
| 販売費及び一般管理費 | 119,974千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 25,662千円  |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産（流動）    |          |
| 未払事業所税等       | 2,500千円  |
| 賞与引当金         | 8,708千円  |
| 未払費用否認        | 8,183千円  |
| 販売促進引当金       | 6,587千円  |
| 貸倒引当金         | 1,106千円  |
| 一括償却資産        | 23千円     |
| 未払家賃          | 1,614千円  |
| 貸倒損失          | 12千円     |
| 繰越欠損金         | 57,775千円 |
| 繰延税金資産（流動）小計  | 86,512千円 |
| 評価性引当額        | —        |
| 繰延税金資産（流動）合計  | 86,512千円 |
| 繰延税金資産（流動）の純額 | 86,512千円 |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産（固定）      |          |
| 減価償却超過額         | 6,076千円  |
| 投資有価証券評価損       | 3,009千円  |
| 資産除去債務          | 652千円    |
| 未払家賃            | 850千円    |
| 繰越欠損金           | 6,430千円  |
| 繰延税金資産（固定）小計    | 17,018千円 |
| 評価性引当額          | △4,062千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計    | 12,956千円 |
| 繰延税金負債（固定）      |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 559千円    |
| 繰延税金負債（固定）合計    | 559千円    |
| 繰延税金資産（固定）の純額   | 12,396千円 |

## 6. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との<br>関係 | 取引の内容<br>(注3)    | 取引金額    | 科目   | 期末残高  |
|-----|-------------------|---------------------|---------------|------------------|---------|------|-------|
| 子会社 | 株式会社トラスト<br>&グロース | 所有<br>直接 100%       | 役員の兼任<br>債権保証 | 経営指導料の<br>受取(注1) | 25,650  | 未収入金 | 2,835 |
|     |                   |                     |               | 債権の被保証<br>(注2)   | 627,117 | —    | —     |

(注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。

2. 子会社である株式会社トラスト&グロースから債権の保証サービスを受けており、保証料119,970千円を支払っております。なお、「取引金額」には債権に対する被保証について平成25年4月30日現在の被保証額を記載しております。

また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を支払っております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額  | 223円36銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 23円08銭  |

(注) 当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。当会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更)

当社は平成25年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

### (1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株へ変更すること、及び当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として当社普通株式1株を300分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

なお、投資単位の金額は実質的に3分の1に下がっております。

### (2) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

平成25年4月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式1株につき300株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 分割前の発行済株式総数     | 18,162株     |
| 今回の分割により増加した株式数 | 5,430,438株  |
| 分割後の発行済株式総数     | 5,448,600株  |
| 分割後の発行可能株式総数    | 12,470,400株 |

③株式分割の効力発生日

平成25年5月1日

(3) 単元株制度の採用

①新設する単元株の数

上記株式分割の効力発生日である平成25年5月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

②単元株制度の効力発生日

平成25年5月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

## 9. 減損損失

当会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途   | 種類     | 減損損失    |
|----|------|--------|---------|
| 本社 | EC事業 | ソフトウェア | 9,889千円 |

当社は、原則として減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

当会計年度において、サイトの利便性の向上を目的とした戦略の見直しに伴い一部ソフトウェアの使用停止が決定されたことから、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発したソフトウェアであり、売却や転用が困難であるため、回収可能価額を零として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第17期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について調査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年6月25日

株式会社ラクーン 監査役会

常勤監査役 佐藤 博 ⑩

監査役 藤本 忠久 ⑩

監査役 中辻 一剛 ⑩

上記3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金1,200円、総額21,794,400円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年7月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 当社及び子会社の事業に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について追加・変更等の整備を行うものであります。
- ② 単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の管理の効率化を図るため、第7条（単元未満株式についての権利）を新設し、現行定款第7条以下の条数を繰り下げるものであります。

なお、当社は平成25年5月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割し、これと同時に普通株式100株を単元株式数とする単元株制度を採用しております。



## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>インターネットを利用した電子商取引業務</u><br/>およびその仲介業務</li> <li>2. <u>インターネットを利用した電子商取引および決済システムの開発・運用・提供</u></li> <li>3. <u>インターネットを利用した情報提供サービス業務</u></li> <li>4. <u>インターネットのホームページ作成業務</u></li> <li>5. <u>インターネットに関するコンサルティング業務</u></li> <li>6. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに賃貸</u></li> <li>7. <u>コンピュータならびに周辺機器の販売、賃貸、輸出入および導入指導</u></li> <li>8. <u>広告の企画および制作ならびに広告代理業</u></li> <li>9. <u>金融業</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>10. <u>小売店に対する経営コンサルティング業務</u></p> <p>11. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7条～第49条 (条文省略)</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>EC事業 (電子商取引事業)</u> およびその仲介・斡旋</li> <li>2. <u>企業間取引の決済サービスシステムの提供</u></li> <li>3. <u>企業間取引の情報提供サービスシステムの提供</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. <u>広告、宣伝、撮影、出版等に関する業務</u></li> <li>5. <u>各種債権の買取り、保証等に関する業務</u></li> <li>6. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</u></li> <li>7. <u>信用調査および市場調査に関する業務</u></li> <li>8. <u>前各号に関するコンサルティング業務</u></li> <li>9. <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></li> </ol> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第7条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>第8条～第50条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役小方 功、取締役今野 智及び取締役石井俊之の各氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当 社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | お がた いさお<br>小 方 功<br>(昭和38年7月5日生)   | 昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式会社<br>入社<br>平成5年5月 ラクーントレイドサービス(個人事業主)<br>創業<br>平成7年9月 有限会社ラクーントレイドサービス設立<br>取締役社長<br>平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更<br>代表取締役社長<br>平成25年5月 当社代表取締役社長兼SD統括本部長<br>(現任)                                                                                                  | 6,003株                 |
| 2         | こ ん の さとし<br>今 野 智<br>(昭和47年1月25日生) | 平成6年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査<br>法人)入所<br>平成10年4月 公認会計士登録<br>平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所<br>平成11年1月 東京共同会計事務所入所<br>平成12年7月 当社財務経理部長<br>平成12年7月 当社取締役財務経理部長<br>平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長<br>平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長<br>平成20年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長<br>(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トラスト&グロース 社外取締役 | 280株                   |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | いし い とし ゆき<br>石 井 俊 之<br>(昭和50年2月1日生) | 平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社<br>平成12年3月 当社入社<br>平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー<br>平成14年9月 当社CS推進部長<br>平成15年1月 当社セールスマネジメント部長<br>平成15年7月 当社取締役セールスマネジメント部長<br>平成15年12月 当社取締役事業戦略部長<br>平成18年5月 当社取締役経営企画室長<br>平成20年5月 当社取締役社長室長<br>平成20年7月 当社取締役経営戦略担当副社長兼<br>社長室長<br>平成21年5月 当社取締役経営戦略担当副社長兼<br>事業企画部長<br>平成22年12月 当社取締役経営戦略担当副社長<br>平成23年6月 当社取締役事業開発担当副社長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社トラスト&グロース 社外取締役 | 359株               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式数は、平成25年4月30日現在のものであります。

#### 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役及び監査役の報酬額は、平成17年7月29日開催の第9回定時株主総会において、取締役については月額15,000千円以内、監査役については月額2,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、業績及び功績を反映した水準での役員賞与の支給等、今後の役員報酬の機動的な運用を可能とするため、報酬額を月額から年額に変更し、取締役の報酬額を「年額400百万円以内」、監査役の報酬額を「年額50百万円以内」に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

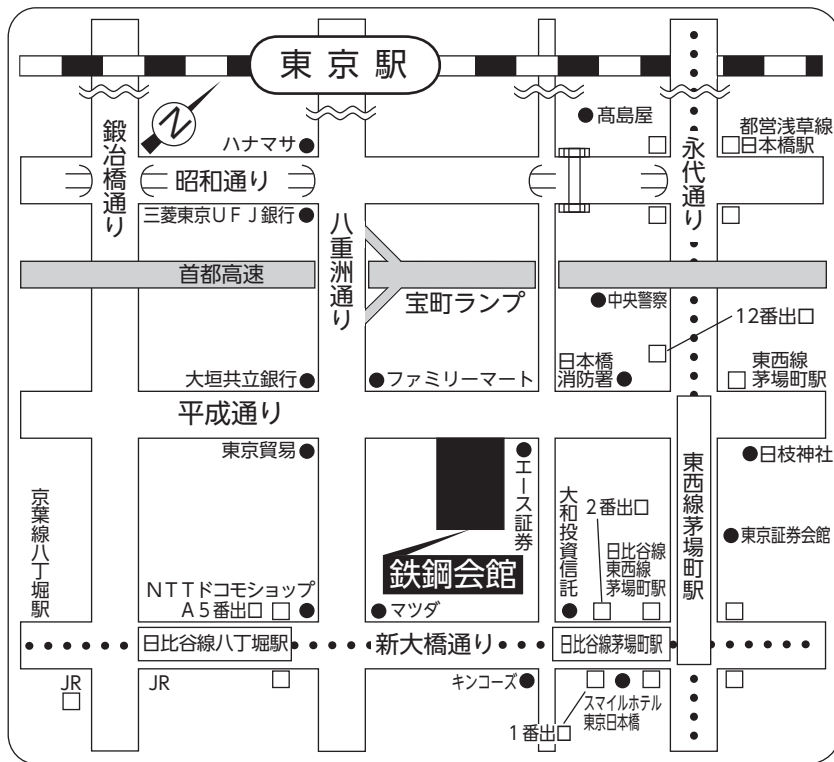
また、現在の取締役は5名、監査役は3名ですが、第3号議案(取締役3名選任の件)が原案どおり承認可決されましても、現行どおり取締役5名となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 7階 701会議室  
TEL：0120-404855

## 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分  
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。